

2019年4月

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびサービス内容の一部変更等に伴い、2019年6月14日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第16条（届出事項の変更）</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所・氏名・電話番号・職業・勤務先・指定預金口座・カードのご利用目的等（家族会員に関するものを含みます。）について変更があった場合には、速やかに<u>当社に通知するとともに、当社所定の方法により当社へ届け出るものとし、当社所定の手続きの完了をもって届け出た情報を変更するものとします。</u></p> <p>2 前項の変更事項についての<u>通知</u>がなく、当社からの利用代金明細書等が延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着すべきときに本人会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届<u>け</u>出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。</p>	<p>第16条（届出事項の変更）</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所・氏名・電話番号・職業・勤務先・指定預金口座・カードのご利用目的等（家族会員に関するものを含みます。）について変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により当社へ届け出るものとします。</p> <p>2 前項の変更事項についての<u>届出</u>がなく、当社からの利用代金明細書等が延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着すべきときに本人会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。</p>

第 17 条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき

(略)

(11) 会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき

3 会員について、後見・保佐・補助が開始された場合、又は、任意後見監督人が選任された場合は、速やかに当社所定の方法により、証明する資料とともに当社へ届け出るものとします。

第 17 条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき

(略)

(11) 会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき

(12) その他当社が会員として不適格と判断した場合

Apple Pay モバイルペイメント特約

第2条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

(1) 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。

(略)

(11) 「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

Apple Pay モバイルペイメント特約

第2条（用語の定義）

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

(1) 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。

(略)

(11) 「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

(12) 「JCB Contactless」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。

(13) 「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

(14) 「Mastercard コンタクトレス」とは、マスターカード社が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。

(15) 「Mastercard コンタクトレス加盟店」とは、Mastercard コンタクトレスを決済方法として選択できる加盟店をいいます。

第 6 条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理)

5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認証サービス (Visa が提供する「VISA 認証サービス」、Mastercard が提供する「SecureCode™」、JCB が提供する「J/Secure™」の総称) により要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第 10 条 (ショッピング利用)

1 利用者は、以下の①から③の加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、JCB、Mastercard、QUICPay または Apple 社所定の本サービスが利用できるマークが表示されますが、当該表示のない店舗であっても、本サービスを利用できる場合があります。ただし、Apple 社所定のマークが表示されている店舗であったとしても、①から③の加盟店でない場合は、本サービスを利用することはできません。

① QUICPay 加盟店 (QUICPay プラス加盟店を除く。)

② QUICPay プラス加盟店

③ インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店 (ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)

第 6 条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理)

5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認証サービス (Visa が提供する「VISA 認証サービス」、マスターカード社が提供する「SecureCode™」、JCB が提供する「J/Secure™」の総称) により要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第 10 条 (ショッピング利用)

1 利用者は、以下の①から④の加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、JCB、マスターカード社、QUICPay または Apple 社所定の本サービスが利用できるマークが表示されますが、当該表示のない店舗であっても、本サービスを利用できる場合があります。ただし、Apple 社所定のマークが表示されている店舗であったとしても、①から④の加盟店でない場合は、本サービスを利用することはできません。

① QUICPay 加盟店 (QUICPay プラス加盟店を除く。)

② QUICPay プラス加盟店

③ JCB Contactless 加盟店、Mastercard コンタクトレス加盟店

④ インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店 (ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)

第 11 条（支払区分）

2 前条第 1 項③の加盟店においては、会員規約第 26 条が適用されます。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項-Suica 付ビューカードに関する特約

第 1 条（[JR 東日本](#)による個人情報の収集・利用）

「Suica 付ビューカード」の申込者及び利用者（以下「利用者」といいます。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報（家族会員申込人の情報を含む。）を以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が JR 東日本に届け出た電話番号・住所の、家族会員の Suica への登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」に定める利用目的での使用
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引の適切かつ円滑な実施
- (5) JR 東日本の営む事業（内容については JR 東日本の HP に掲載）における商品開発、市場調査

第 11 条（支払区分）

2 前条第 1 項③[および](#)④の加盟店においては、会員規約第 26 条が適用されます。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項-Suica 付ビューカードに関する特約

第 1 条（[東日本旅客鉄道株式会社](#)による個人情報の収集・利用）

「Suica 付ビューカード」の申込者及び利用者（以下「利用者」といいます。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報（家族会員申込人の情報を含む。）を以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が JR 東日本に届け出た電話番号・住所の、家族会員の Suica への登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」に定める利用目的での使用
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引の適切かつ円滑な実施
- (5) JR 東日本の営む事業（内容については JR 東日本の HP に掲載）における商品開発、市場調査

以上